

(メール施行)

障 第 1 3 4 2 号

平成 2 4 年 3 月 9 日

各障害福祉サービス事業所等運営法人の長 殿

宮城県保健福祉部長

( 公 印 省 略 )

宮城県居宅介護従業者養成研修事業実施要綱及び宮城県居宅介護従業者養成研修  
事業指定要領の一部改正等について (通知)

このことについて、別紙のとおり一部改正されるとともに、その運用について、下記のとおり  
定めましたので御承知願います。

#### 記

#### 1 要綱等の主な改正点

- (1) 障害者自立支援法の改正により、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から「同行援護」が個別給付化されたことから、新たに「同行援護従業者養成研修課程 (一般課程) 及び (応用課程)」を創設するとともに、研修カリキュラム等について所要の整理を行うもの。
- (2) 視覚障害者移動介護従業者養成研修課程を廃止するもの。(この要綱の施行の際、現に事業承認を受けているものを除く。)

#### 2 施行年月日

平成 2 4 年 3 月 9 日

#### 3 同行援護従業者の職員資格に関する基準について

同行援護従業者養成研修課程に相当するものとして宮城県知事が認める研修について、別添「同行援護従業者等の職員資格に関する指定基準における「知事が相当と認めた研修」について」のとおりとするもの。

#### 4 その他

宮城県障害福祉課ホームページに改正後の要綱等全文を掲載しております。

\*\*\*\*\* 担 当 \*\*\*\*\*

宮城県保健福祉部障害福祉課

〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1

担当：事業者指定に関すること

在宅支援班 022-211-2543

担当：養成研修に関すること

企画推進班 022-211-2539

\*\*\*\*\*

同行援護従業者等の職員資格に関する指定基準における  
「知事が相当と認めた研修」について

1 国が定める同行援護従業者の資格要件（次の（１）～（３）のいずれかに該当する者）

- （１） 同行援護従業者養成研修一般課程（それに相当すると宮城県知事が認めた研修を含む。）の修了者。（※ただし、居宅介護の従業者要件を満たす者にあつては、適用日から平成２６年９月３０日までの間は、上記の要件を満たしているものとみなす。）

○ 同行援護従業者養成研修一般課程に相当すると宮城県知事が認める研修

- 1 平成２３年９月３０日において、宮城県居宅介護従業者養成研修事業実施要綱に基づき研修事業実施者が実施した視覚障害者移動介護従業者養成研修課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者。
- 2 平成２３年９月３０日において、宮城県居宅介護従業者養成研修事業実施要綱に基づき研修事業実施者が実施した視覚障害者移動介護従業者養成研修課程を受講中の者であつて、平成２３年１０月１日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者。
- 3 「ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成９年５月２３日付障発第９０号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）」に基づき都道府県、指定都市又は中核市が実施したガイドヘルパー養成研修（視覚障害者研修課程）

- （２） 居宅介護の従業者要件を満たす者であつて、視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業（直接処遇職員に限る。）に１年以上従事した経験を有する者。
- （３） 厚生労働大臣が定める従業者（平成１８年厚生労働省告示第５５６号）に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者。

2 国が定める同行援護サービス提供責任者の資格要件

（次の（１）及び（２）のいずれにも該当する者または（３）に該当する者）

- （１） 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修１級課程修了者又は居宅介護従業者養成研修２級課程修了者であつて３年以上介護等の業務に従事した者。
- （２） 同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程（それに相当すると知事が認めた研修を含む。）の修了者（※ただし、適用日から平成２６年９月３０日までの間は、上記の要件を満たしているものとみなす。）

○ 同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程に相当すると知事が認めた研修

平成２０年度から２３年度まで社会福祉法人日本盲人会連合会が実施した視覚障害者移動支援事業資質向上研修

- （３） 厚生労働大臣が定める従業者（平成１８年厚生労働省告示第５５６号）に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者またはこれに準ずる者。